

徳島市障害者自動車改造費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度身体障害者が自ら所有し、運転する自動車を運転に適するよう改造する経費を予算の範囲内において助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自動車」とは、次の各号の一に該当する自動車をいう。

- (1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車または軽自動車で四輪以上のもの
- (2) 前号に準ずる自動車で市長が特に認めたもの

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもので、かつ、重度の上肢、下肢または体幹機能障害者である者
- (2) 本人又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年（1月から6月までの間に助成申請を行う場合にあっては、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後）が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
- (3) 就労等のため自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要のある者
- (4) 徳島市内に居住する者

(改造の範囲及び助成金の額)

第4条 自動車の改造の範囲は、操向装置及び駆動装置等の一部とし、助成金の額は、1件あたり10万円を限度とし、10万円以内の改造費については全額助成するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に改造を行おうとする業者の自動車改造見積書、自動車運転免許証の写し及び改造前の写真を添えて市長に提出しなければならない。

2 原則として、同一申請者が三年間で二回以上（所有者が二台以上ある場合も一台を一回とかぞえる）助成金の交付を受けることはできない。

(交付決定)

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、調査書（別記様式第2号）を作成し、申請書の所得状況並びに自動車の緊要度及び改造の適否等を審査のうえ、助成金交付の可否を決定する。

2 市長は、助成金の交付を行うことを決定したときは、当該申請者に対し助成金の交付の指令（別記様式第3号）をするものとする。

3 市長は、助成金の交付を行わないことを決定したときは、身体障害者用自動車改造費助成金交付却下決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(内容の変更)

第7条 助成金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、助成金の交付の決定を受けた後において、申請内容に変更を生じたときは、身体障害者用自動車改造費助成金決定内容変更申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(変更指令)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、変更内容を審査し、先に行った交付決定を変更する必要があると認められるとき、内容の変更指令をするものとする。

(助成金の請求)

第9条 交付決定者は、自動車の改造が完了したときは、市長の指定する請求書に業者の改造請求明細書及び改造後の写真を添付し、助成金を市長に請求するものとする。

(助成金の支払い)

第10条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、当該請求書を審査し、自動車の改造が実施された旨の確認を行い、適正に執行されていると認めたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付指令の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の指令の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の申請又は請求に虚偽があったとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 市長が付した交付条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱に定める規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条に規定する助成金の交付の指令の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿)

第13条 市長は、助成金の交付状況を記録するため身体障害者用自動車改造費助成金交付状況簿（別記様式第6号）を備えるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。